

令和4年11月25日

総務大臣
松本剛明殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 川濱昇

答申書

令和4年9月26日付け諮問第3154号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可については、認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省において、以下の措置が講じられることを要望する。

○ 基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の推進

- (1) 毎年度の交付金の算定は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）において、設備利用部門の費用について約7%の経営効率化を行うことを前提としており、NTT東日本・西日本が基礎的電気通信役務の提供において当該効率化を達成することが重要である。

このため、当審議会では、答申（平成18年11月21日付け情審通第100号）に基づき、設備利用部門の費用の効率化実績について、NTT東日本・西日本から総務省に対する報告を求めてきた。

一方、効率化実績の報告初年度である平成19年度以降、NTT東日本・西日本が毎年度7%の効率化を継続して達成したことは、NTT東日本・西日本において設備利用部門の経営効率化が定着したと考えられること、また、総務省においてもNTT東日本・西日本が電

気通信事業法施行規則第 40 条の 5 により提出する基礎的電気通信責務収支表に基づき確認可能であることを踏まえ、毎年度の実績については、令和 5 年度より総務省への報告は不要とする。

- (2) ただし、ユニバーサルサービス交付金は多くの利用者の負担に支えられていることから、N T T 東日本・西日本において、経営効率化の実績及び取組内容をホームページ等で公表すること。また、その際、市場環境の変化や競争の進展等が基礎的電気通信役務収支に及ぼした影響を分析し、併せて公表すること。
- (3) 総務省においては、上記の経営効率化の実績について、基礎的電気通信役務収支表により確認を行い、年間約 7 % の効率化が図られていない時には、N T T 東日本・西日本に対し詳細な説明を求め、検証を行うとともに、当審議会に対し報告等を行うこと。

以上